

地域医療・保健・福祉施策等の充実について

(新潟県市長会)

地域医療・保健・福祉施策等の充実強化を図るため、国においては、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられるよう強く要望する。

1 地域医療の充実について

- (1) 救急医療体制や地域医療の維持・確保のため、産科、小児科をはじめとする医師・看護師の不足や地域間・診療科間の偏在を解消し、計画的な医師等の育成・確保及び定着がなされるよう、医師に対する一定期間の医師不足地域への勤務義務化やインセンティブ制度の導入など、実効性のある政策及び十分な財政措置を早急に講じること。
- (2) 過疎地域等における医療・福祉体制の維持・確保に取り組む自治体に対し、財政支援を講じること。
また、持続可能な地域医療体制を構築するため、へき地等における診療所管理者の常勤に係る例外的措置を一般制度化すること。
- (3) 地域医療体制維持のため、厳しい経営状況が続く公的病院に対し、緊急的公的資金の注入や公立病院への普通交付税措置と同等の財政支援を講じること。
また、不採算地区病院の運営経費に対する特別交付税措置を拡充するとともに、物価高騰や賃金上昇等に対応した診療報酬及び介護報酬体系を緊急整備すること。
- (4) 医療機能の集約化に伴い、遠方の医療機関を受診せざるを得なくなる患者の経済的負担軽減を図るとともに、移動時間短縮のための交通インフラを整備すること。

2 国民健康保険制度について

国民健康保険制度の安定的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど、財政基盤の強化を図るとともに、子育て世帯や低所得世帯の保険料負担軽減策を拡充すること。

3 介護保険制度について

- (1) 介護保険制度の持続的かつ安定的な運営のため、国庫負担割合の引上げなど、財政措置を拡充すること。
また、今後も在宅介護サービスが持続的に提供できるよう、サービスの提供実態に合った訪問介護、通所介護の基本報酬となるよう見直しを行うこと。

- (2) 地域包括ケアシステムの実現に向けて、介護従事者の確保・育成及び処遇改善を図るため、基本報酬の増額や支援制度を創設するとともに、地域の実情において市町村が独自に実施する人材確保等の取組に対し、必要な財政支援を講じること。
- (3) 高齢者福祉施設の老朽化に伴う大規模な修繕や設備更新を進めることができるよう、必要な予算を確保するとともに、要件の緩和など、財政支援を拡充すること。
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業については、交付上限額の算定方法を見直し、円滑な事業実施のための財政措置を講じること。

4 少子化対策・子育て支援について

- (1) 保育士等の一層の処遇改善を図るため、公定価格における基準の更なる引上げを行うこと。
- (2) 男女ともに仕事と家庭生活で活躍できるよう、保育士等の配置基準を見直すなど、良好な保育環境等の確保に向けた制度を拡充するとともに、放課後児童育成事業の充実を図ること。
- (3) 子どもの医療費助成制度について、国の責任において制度化すること。
- (4) 子育て世代が望む行政サービスを等しく安定的に享受できるよう、子育て世帯の経済的負担をナショナルミニマムに位置付け、国において、必要な措置を講じること。
- (5) 妊産婦の経済的負担を軽減するため、妊産婦医療費助成制度を創設するとともに、転出入に伴う手続きの簡素化等を図るため、全国一律の妊婦健康診査制度を確立すること。
- (6) こども未来戦略に基づき、各自治体が特色ある支援策を講じられるよう、地方財源を安定的に確保するとともに、医療や教育など、全国一律に実施すべき総合的な施策については、自治体の財政力によって地域格差が生じることのないよう、国の責任において実施すること。

5 障がい者・保健福祉施策の充実強化について

- (1) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、市町村の超過負担等が生じないように、必要な財源を確保すること。
また、同法に基づく障害者相談支援事業や基幹相談支援センターを運営する事業等について、当該事業は障害福祉サービスの根幹をなすものであることから、社会福祉法を根拠とする一般相談支援事業等と同様の取扱いとすること。
- (2) 身体障害者手帳の交付対象外である軽・中等度難聴者に対して、補聴器購入助成制度を創設すること。
また、イヤーマールドなどの人工内耳に関係する付属品を補装具費支給制度の対象とすること。
- (3) 障害児手当を含む障害者福祉サービスについても、児童手当同様、所得制限を撤廃すること。
- (4) 介護や障がいといった枠組みにとらわれず、障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供しやすくするため、共生型障害福祉サービスの拡充を図ること。

- (5) 生活保護世帯に対する冷房器具の設置費及び故障等に伴う修理や入替費支給について、生活保護開始日などにより支給条件に差が生じることのないよう全ての被保護世帯を支給対象とすること。
- (6) 民生委員・児童委員制度について、当該委員の活動を支える体制の構築や活動費を現状に見合った額とするなど、担い手不足解消に向けた取組を推進すること。
- (7) 精神障がい者が地域生活に移行するにあたり、本人・家族が安心して生活できるよう、受け皿となる医療・福祉の基盤整備を図り、連携を強化するとともに、従事者の質・量の拡充を図ること。
- (8) 身寄りのない高齢者等への必要な支援のあり方の検討を早急に進め、保証人等の有無にかかわらず、施設入所等において身寄りのある人と同様の支援が受けられるよう、課題を整理し法整備等を講じること。

6 予防接種事業について

- (1) おたふくかぜワクチンを早期に定期接種として位置づけるとともに、骨髄移植等により定期接種の再接種が必要となった場合、当該接種を定期接種として位置付けるなど、助成制度を確立すること。
また、定期予防接種のワクチンについて、国の責任において、国民全てが等しく接種できるよう、必要な財源を確保すること。
- (2) 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業について、重症化率の高い高齢者に加え、医療従事者などのエッセンシャルワーカーへの接種を推奨するため、財政措置を拡充した上で恒久化すること。
また、B類疾病の定期接種において、接種を希望する高齢者が費用面で躊躇することなく接種できるよう、ワクチン価格の低廉化や財政支援などの対策を講じること。

7 環境・廃棄物対策の充実強化について

- (1) 廃棄物処理施設整備の計画的な実施ができるよう、所要額を確実に確保するとともに、廃棄物処理施設の解体工事費について、新施設の整備が伴わない場合も循環型社会形成推進交付金の対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 湿地帯の湖の水質浄化対策等を図るため、富栄養化した底泥を取り除くなど、環境保全を目的とした浚渫事業に対する財政支援を講じること。
また、緊急浚渫推進事業の対象に湿地帯の湖を加えること。